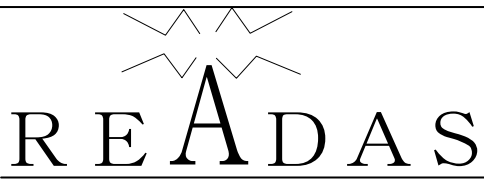


第 4682 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月 6日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 国外財産の贈与

Q：今年度の税制改正では、国外財産を贈与する場合の取扱いが改正されるようですが、どのようになるのですか？

A：受贈者の住所が国外で、かつ、国籍も国外の場合であっても、贈与者の住所が日本であれば、国外財産の贈与には贈与税が課税されることとなります。

【解説】

贈与税では、これまで、国外財産は次のように取り扱われ、一定の要件をクリアすれば贈与税がかかりませんでした。

- ①受贈者が日本国籍を有していなければ、国外財産は贈与税の対象にならない。
- ②受贈者が日本国籍を有していても、贈与者とともに贈与前5年以内に住所を有していなければ、国外財産は贈与税の対象にならない。

しかしながら、最近では、子供などを海外に住ませ、外国籍を取得させたいという人が増えてきたことから、今年度の税制改正では、次のように改正されることとなりました。

- ①贈与者の住所が国外で、受贈者が日本国籍を有しておらず住所が国外にある場合は、国外財産は贈与税の対象にならない。
- ②受贈者が日本国籍を有していても、贈与者とともに贈与開始前5年以内に日本に住所を有していなければ、国外財産は贈与税の対象にならない。

なお、この改正は、平成25年4月1日以後の贈与から適用されます。

